

響塚市（ひびきづかし）各種事務取扱要領 ～ 開票事務 ～

響塚市 開票事務取扱要領

本要領は、市が実施する公職等の選挙における開票事務を適正かつ円滑に遂行するために、必要な事項を定めるものである。

1 従事者

開票事務には、原則として、響塚市職員のうち係長職以下の者全員が従事する。

ただし、止むを得ない事情により従事が困難であることにつき、選挙管理委員長の承認を受けた者は、この限りでない。

2 会場

開票事務は、響塚市総合体育館1階アリーナにおいて実施する。

3 立会人による監視

選挙管理委員長は、公正な開票事務の実施を確保するため、開票事務会場に立会人を入場させ、開票事務の一部始終を監視させることができる。

立会人は、満18歳以上の響塚市民のほか、当該選挙において利害関係を有すると認められる者であって、当日午後8時30分までに入場の申請を行い、これを許可された者とする。

選挙管理委員長は、入場を希望する者が立会人の要件を満たしていないことが明らかであるものと認められない限り、その入場申請を拒んではならない。ただし、会場の収容可能人数を超える希望者があった場合は、抽選によって入場者数を制限することができる。

4 従事者の心構え

従事者は、1票の差が選挙結果を大きく左右することを意識し、票の取扱いにおいては、紛失や破損等が起こることのないよう管理を徹底するとともに、票を隠すような仕草や、票の記載内容を書き換えるような仕草など、立会人が不審に思うような紛らわしい行動をとってはならない。

なお、従事者による不正行為の可能性を徹底的に排除するため、従事者においては、筆記用具など私物の持ち込みは厳禁とする。

さらに、従事者による票の隠匿や、衣類の裾やポケット等に票が紛れ込むことによる集計不一致など、不測の事態を排除するため、従事者は全員、開票事務従事中、全ての衣類を脱ぎ、全裸で事務にあたらなければならない。なお、このことについて、男女の別は問わない。

(本編へ続く)